

令和3年9月7日

総務委員長

山口まさよし 様

提出者

総務委員

五輪清隆

賛成者

総務委員

深堀義昭

同

筒井正興

同

福澤照亮

同

内田隆英

同

同

第97号議案 長崎市住民投票条例に係る修正案

上記の修正案を、別紙のとおり会議規則第84条の規定により提出します。

「別 紙」

第 97 号議案 長崎市住民投票条例に対する修正案

長崎市住民投票条例の一部を次のように修正する。

第 32 条を第 33 条とする。

第 31 条中「第 27 条の規定による住民投票の結果の告示の日」を「第 28 条の規定による告示の日」に改め、同条を第 32 条とし、第 30 条を第 31 条とし、第 29 条を第 30 条とし、第 28 条を第 29 条とする。

第 27 条の見出しを「投票の結果等」に改め、同条中「住民投票の結果が判明した場合は」を「前条の規定により住民投票が成立しなかった場合、又は住民投票が成立し、当該住民投票の結果が確定した場合は」に改め、同条を第 28 条とし、第 26 条の次に次の 1 条を加える。

(住民投票の成立要件等)

第 27 条 住民投票は、一の事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者の総数の 2 分の 1 に満たない場合は、成立しないものとする。この場合において、開票作業その他の作業は行わない。

第97号議案 長崎市住民投票条例 新旧対照表

修正前	修正後
<p>第1条～第26条 (略)</p> <p>(投票の結果)</p> <p>第27条 市長は、住民投票の結果が判明した場合は、速やかにこれを告示し、その内容を請求代表者に通知しなければならない。</p> <p>(結果の尊重)</p> <p>第28条 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>(情報の提供)</p> <p>第29条 市長は、住民投票の実施に当たっては、投票資格者に対し、当該住民投票に係る必要な情報を適当な方法により提供しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による情報の提供に当たっては、中立性の保持に努めなければならない。</p> <p>(投票運動)</p> <p>第30条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫その他の住民の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。</p> <p>(請求の制限期間)</p> <p>第31条 この条例の規定による住民投票が実施された場合は、第27条の規定による住民投票の結果の告示の日から2年が経過するまでの間、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第10条第1項の規定による住民投票の実施に係る請求をすることができない。</p> <p>(委任)</p> <p>第32条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第26条 (略)</p> <p>(住民投票の成立要件等)</p> <p>第27条 住民投票は、一の事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者の総数の2分の1に満たない場合は、成立しないものとする。この場合において、開票作業その他の作業は行わない。</p> <p>(投票の結果等)</p> <p>第28条 市長は、前条の規定により住民投票が成立しなかった場合、又は住民投票が成立し、当該住民投票の結果が確定した場合は、速やかにこれを告示し、その内容を請求代表者に通知しなければならない。</p> <p>(結果の尊重)</p> <p>第29条 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>(情報の提供)</p> <p>第30条 市長は、住民投票の実施に当たっては、投票資格者に対し、当該住民投票に係る必要な情報を適当な方法により提供しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による情報の提供に当たっては、中立性の保持に努めなければならない。</p> <p>(投票運動)</p> <p>第31条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫その他の住民の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。</p> <p>(請求の制限期間)</p> <p>第32条 この条例の規定による住民投票が実施された場合は、第28条の規定による告示の日から2年が経過するまでの間、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第10条第1項の規定による住民投票の実施に係る請求をすることができない。</p> <p>(委任)</p> <p>第33条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>